

## **[事案 27-167] 契約無効請求**

・平成 28 年 3 月 16 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

契約時、募集人から、保険料は変わらないと説明されたが、実際は更新型であったことなどを理由に、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 24 年 4 月に積立型保険を契約したが、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、保険料は変わらないと説明されたが、実際は更新型であり、更新後の保険料の案内もなかった。
- (2) 保険料が高いため、ここまでの保障が必要かとの問いに、絶対に必要なので、と強引に契約させられた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人による違法・不適切な募集行為はない。
- (2) 募集資料の記載において、更新後の保険料や特約の保険期間は容易に認識できる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および募集人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が更新後の保険料について全く認識していなかった、または、募集人が申立人を誤信させるような説明をしたとは認められず、募集人が強引に契約を進めた事実も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。